平成２１年（フ）第１４７６９号
埼玉県所沢市大字下安松524―１
債務者　桂澤　直美
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７７０号
東京都足立区保木間１丁目36―４―501
債務者　高橋　君子
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７７１号
東京都足立区保木間１丁目36―４―501
債務者　高橋　　薫
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７８１号
神奈川県相模原市宮下本町３丁目19―29―203
債務者　伊勢　雅子
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７８４号
東京都八王子市川町484―11
債務者　渡部　洋子
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７１６号
埼玉県所沢市宮本町２丁目12番18号　第２深井コーポ201
破産者　碓氷　好隆
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１１７２４号
千葉県市川市富浜３丁目４番地１
破産者　有限会社大鶴商事
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５９１８号
東京都町田市金森268―15
破産者　中山　康史
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６９５０号
東京都中央区日本橋兜町18番５号
破産者　株式会社アストリア・インターナショナル
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７１２４号
千葉県山武郡大網白里町季美の森南４丁目10―１
破産者　北山　　毅
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３８０８号
千葉県松戸市紙敷126―１―401
破産者　上岸　　博
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４４３６号
神奈川県平塚市長持258―23
破産者　木島亜由美
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６１４号
東京都足立区青井２丁目28―８
破産者　佐野　雅博
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０３号
神奈川県相模原市田名2115番地９
破産者　有限会社ユーコン
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０４号
神奈川県相模原市田名2115―９
破産者　今　　智子
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０５号
神奈川県相模原市田名2115―９
破産者　今　　享
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３７号
神奈川県川崎市多摩区枡形１丁目21―２―102
破産者　小林　健二
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１５０号
千葉県四街道市和良比256―103―101
破産者　大嶋健一郎
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３０４号
埼玉県越谷市大沢４丁目14―25　オーベル北越谷Ⅱ―413
破産者　高橋　清一
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６５２号
神奈川県横浜市都筑区池辺町4034―１　第２グリーンビラ101
破産者　知里口美代子
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部